

市立小・中学校
幼稚園・保育所・認定こども園
保護者の皆様

香芝市教育委員会事務局
教育部長 福森 るり

(基準改定)【令和2年8月24日時点】新型コロナウイルス感染拡大防止のための
香芝市における児童・生徒・園児の出席停止等について（お知らせ）

平素は、本市教育・保育の推進にお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。

香芝市立小・中学校、幼稚園・保育所・認定こども園での感染予防対策として以下の内容にて児童・生徒・園児等の出席停止の取扱いを行うこととしましたので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

○児童・生徒・園児の出席停止の取扱いについて

児童・生徒・園児の状態	出席停止の取扱
① 本人が感染	【出席停止】 専門医・保健所等の専門機関が登校を許可するまで
② 本人が濃厚接触者	【出席停止】 保健所等から指示された期間 (感染者との最終接触からおよそ2週間)
③ 同居家族が感染又は濃厚接触者	【出席停止】 同居家族の感染の有無が確認できるまで (その後は本表による)
④ 発熱等の風邪症状	【出席停止】 症状がなくなるまで 症状の程度、期間等により、「帰国者・接触者相談センター」、 「かかりつけの小児医療機関等の専門機関」の指示による
⑤ PCR検査を受検 (②～④以外の理由により)	【出席停止】 結果がわかるまで (その後は本表による)

※④については、発熱症状が継続している際は、治癒するまで出席停止扱いとしますが、その他の風邪症状につき、医療機関を受診し、「花粉症」等の診断を受けた際には出席を可能とします。

※同居家族の方に新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状等がある際には、児童・生徒・園児の出席を控えていただきますようお願いいたします。(医療機関を受診いただき、感染の疑いが無いとされた際には出席可能とします)

※③、⑤につきましては、検査結果等により、感染が無いと診断を受けた後に児童・生徒・園児の出席再開日につき、保健所等の専門機関に確認をお願いいたします。

※学級閉鎖の実施や規模については、別途協議により決定いたします。

<保護者の皆様へ>

① 児童・生徒・園児及び同居家族が『新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となった』、『PCR検査を受検する』又は『PCR検査の結果が判明した』際には必ず学校（幼稚園・保育所・認定こども園）にご連絡下さい。

② 新型コロナウイルス感染症については、感染対策を徹底しても感染リスクをゼロにできないことをご理解いただき、感染者や濃厚接触者である方が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならぬよう、十分な配慮・注意をお願いいたします。

③ 引き続き家庭内でのお子さま及びご家族の体調管理にご留意いただき、必要に応じて医療機関を受診いただくなどのご対応をよろしく申し上げます。

香芝市教育委員会事務局 教育部
教育総務課 TEL：0745-44-3329